

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成23年6月23日(木) 午後7時00分～午後9時00分  
場所 小田原市役所 全員協議会室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 山 田 浩 子  
2 番委員 前 田 輝 男 (教育長)  
3 番委員 桑 原 妙 子 (教育委員長職務代理者)  
4 番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)  
5 番委員 山 口 潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| 教育部長                    | 三廻部 洋 子 |
| 文化部長                    | 諸 星 正 美 |
| 教育部副部長・教育総務課長事務取扱       | 佐 藤 富 朗 |
| 文化部副部長                  | 奥 津 晋太郎 |
| 子ども青少年部副部長・青少年課長事務取扱    | 篠 原 祐 子 |
| 保健給食課長                  | 柳 川 美恵子 |
| 教育指導課長                  | 西 村 泰 和 |
| 指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱 | 栗 畑 寿一朗 |
| 生涯学習課長                  | 高 橋 幸 男 |
| 文化財課長                   | 加 藤 裕 文 |

(事務局)

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 教育総務課副課長・総務係長事務取扱 | 阿 部 祐 之 |
| 教育総務課主任           | 井 上 晃 輔 |

### 4 議事日程

- 日程第1 請願第3号 中学校公民教科書採択に関する請願(1) (教育指導課)

- 日程第2 請願第4号 中学校公民教科書採択に関する請願(2) (教育指導課)
- 日程第3 請願第5号 中学校歴史教科書採択に関する請願(1) (教育指導課)
- 日程第4 請願第6号 中学校歴史教科書採択に関する請願(2) (教育指導課)
- 日程第5 報告第5号 事務の臨時代理の報告(小田原市社会教育委員の一部委嘱  
替え)について (生涯学習課)

## 5 報告事項

- (1) 財団法人小田原市学校建設公社経営状況の報告について (教育総務課)
- (2) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定について (文化財課)
- (3) 市議会6月定例会の概要について (教育部、文化部)

## 6 その他

- (1) 夏期の電力供給対策に伴う特別保育等の実施について (青少年課)
- (2) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)
- (3) キャンパスおだわら開設イベントについて (生涯学習課)
- (4) 夏季休業中の学校プール開放について (スポーツ課)

## 7 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…前田委員、山口委員に決定
- (3) 日程第1 請願第3号 中学校公民教科書採択に関する請願(1)  
(教育指導課)

阿部書記(教育総務課副課長)が請願書を朗読

事務局説明…教育指導課長

教育指導課長…それでは、請願第3号「中学校公民教科書採択に関する請願(1)」につ  
きまして御説明させていただきます。

請願第3号につきましては、憲法99条の条文から始まり、「義務教育で  
は日本国憲法の精神に則り行なわなければならないということから、公民  
の教科書を採択するに当たっては日本国憲法の精神が色濃く反映している  
か、という視点に立って比較検討すること」を求めているものでございま

す。

さらに、比較審査の際の参考にということで、請願書の中段に記載されている8つの項目を立てており、これは、請願内容の日本国憲法を色濃く反映しているということと比較検討するための視点として提示しております。8つの項目の詳細につきましては、説明を省略させていただきます。

教科書採択権者である教育委員の皆様は、公明・公正な立場で教科書採択を行うこととされております。これまでの教科書採択でも、「小田原市の生徒にとってふさわしい教科書とは」という視点で、公平・公正に採択をしていただいております。4月の定例会でも申しましたが、採択に関しての本市の採択方針の中にも「小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。」となっています。

それでは、請願第3号について教育委員の皆様で協議していただき、採択するかどうかの検討をお願いします。

和田委員長…説明が終わりました。

小田原市教育委員会会議規則第21条により、請願者は事情を述べることができることになっておりますが、請願者から辞退の申し出がございましたので、事情説明は省略し質疑に入ります。

山田委員…前段にある、「日本国憲法が色濃く反映されている」とはどのような意味でしょうか。

指導・相談担当課長…どの視点をもって「日本国憲法を色濃く」という判断や判定はとても難しいことだと思います。文部科学省の検定を通過した公民の教科書は7社ありますが、どれが色濃いかということ具体的に言うことは難しいです。採択にあたっては、「小田原市の生徒にとってふさわしい教科書とは何か」という視点で判断していただくことが重要だと思います。

和田委員長…それでは他に質疑もございませんので、請願に関する各委員のご意見及び取り扱いについて伺います。

山田委員…小学校の使用教科用図書採択の際もそのようにしましたし、4月にあった請願事項に対しても申し上げましたが、教科用図書の採択については、最終的には私たち教育委員の責任において判断するべきものだと思っております。請願や要望はもちろん参考資料として、その内容についてよく読み込みますが、あくまでも採択決定の判断材料の際の資料としていく姿勢を採りたいと思っております。さらに請願が出たからといって、私たちの採択が左右されるべきものではないと考えます。

先日の議会においても、教科書採択に関する陳情が採択されましたが、だからといって私たち教育委員はその議会採択の内容に左右されるべきものではないと考えております。それと同様に、今回の請願については、このような考え方があるということは承知いたしますが、この内容が全てその通りだとは思えないので、この請願は不採択とするべきだと考えます。

前田教育長…具体的に8つの視点を提示しており、比較審査するよう求められておりますが、そもそも文部科学省の検定を通過している教科書なので、「どれが色濃いか」とか「どれが日本国憲法の精神に則っているか」などについては、様々な考え方があり、今回の請願者の意見は、一つの考え方として捉え、採択の際の参考にはいたしますが、教育委員会として採択するべきことではないと考えておりますので、私もこの請願は不採択とすべきだと考えます。

桑原委員…確か朝日新聞だったと思いますが、市議会での陳情採択の件と、教育委員会における教科書採択がこれに左右されることはないという記事が載っておりました。今回の請願を読ませていただいて感じましたが、どのような請願が提出されても、教育委員会は教育委員会として採択とすべきか不採択とすべきかを定めるべきだと思っております。今回の請願を読んだ時点から、これについては不採択ではないかと思っておりました。

山口委員…前田教育長と桑原委員の仰ることはその通りであると思えますし、私も自分の責任を持って教科書採択に当たろうと思っておりますので、今回の請願は一つの意見として伺いますが、請願としては不採択だと思います。

和田委員長…それでは、委員の方々からのご意見も伺いましたので、この請願について採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、請願第3号「中学校公民教科書採択に関する請願(1)」を採決いたします。この請願について、採択とすべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

和田委員長…賛成なしにより、当請願は不採択すべきものと決しました。この請願の事後処理につきましては、小田原市教育委員会会議規則第23条により、教育長にお願いいたします。

(4) 日程第2 請願第4号 中学校公民教科書採択に関する請願(2)

(教育指導課)

阿部書記(教育総務課副課長)が請願書を朗読

事務局説明…教育指導課長

教育指導課長…それでは、続きまして請願第4号「中学校公民教科書採択に関する請願(2)」につきまして、御説明させていただきます。

請願第4号につきましては、公民の教科書の採択にあたり、「約束を守り、礼節を重んじ、嘘をつかず、金で動かない、勇気がある」という李登輝の言葉を引用し、その言葉から日本精神、言い換えると日本人の心を捉えている教科書を探して採択して欲しい、というものです。請願者が、長年海外生活の経験から感じていることを含め、3月11日の東日本大震災における被災者の方々が、被災地で暴動などの混乱が殆ど起きないのは、請願者の言う日本精神・日本人の心、日本人のアイデンティティが高いからである、という論理だと思います。こうした日本精神を身につけておくべきで、その精神を捉えている教科書の採択をして欲しいというのが、請願第4号の概要でございます。

請願第4号につきまして、教育委員の皆様で、採択するかどうかのご審議のほどお願いいたします。

和田委員長…説明が終わりました。

小田原市教育委員会会議規則第21条により、請願者は事情を述べる  
ことができることになっておりますが、請願者から辞退の申し出がございま  
したので、事情説明は省略し質疑に入ります。

桑原委員…背景の部分にある、ヤンキースピリットやゲルマン魂に等しい日本人のア  
イデンティティとはどのような意味なのでしょう。

指導・相談担当課長…世界中には色々な民族、特性があります。日本で言えば「大和魂」  
と言うものを、アメリカでは「ヤンキースピリット」、ドイツなら「ゲルマ  
ン魂」と言い方になると思われま。ちなみに1945年の終戦の際に、  
ドイツは戦争に負けたのですが、その後のワールドカップで西ドイツが優  
勝したことに対する賞賛の言葉の一つとして「ゲルマン魂」と翻訳をした  
ことも、この例を出されたことと繋がっていると思われま。

和田委員長…それでは他に質疑もございませんので、請願に関する各委員のご意見及び  
取り扱いについて伺います。

桑原委員…請願の最後にあります、「日本精神を身につけておくべきである」という  
ことは必要なことだと思います。今回の震災の際にも海外の方は「日本人  
はしっかりしている」と感心しておりましたし、長年培われて来た精神が  
出たのだと思います。

ただ、この請願を読んで、ある点では仰っていることは分かるのですが、  
殆どの点では同意ができないように私は感じました。

前田教育長…中学校の教科書ですので、小田原の中学生にもっともふさわしい教科書を選  
ばなければならないと思います。請願者が仰っているような、約束を守る  
ということや、礼節を重んじるなどの、日本精神の大切さは分かりますし、  
小田原は「温かい心・広い心・燃える心」の3つの心と、「関わる力・学ぶ力・  
創る力」の3つの力を持った子どもの育成を目標とし、中学生の発達段階に  
応じた視点で、最終的には日本精神に繋がるような教育をしております。た  
だ、「日本精神」を視点として教科書を選ぶことはないと思いますので、私は  
不採択とすべきと考えます。

山口委員…下から5行目に「リーダーとして認められるかどうか、決定的に生活水  
準となって跳ね返ることでしょう」とありますが、中学生に「リーダーと

なって、良い生活水準になりなさい」ということを教えることが公民の役割ではないと思いますので、今の中学生に対しては相応しくないと思います。私も不採択です。

和田委員長…それでは、この請願について採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、請願第4号「中学校公民教科書採択に関する請願(2)」を採決いたします。この請願について、採択とすべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

和田委員長…賛成なしにより、当請願は不採択すべきものと決しました。この請願の事後処理につきましては、小田原市教育委員会会議規則第23条により、教育長をお願いいたします。

(5) 日程第3 請願第5号 中学校歴史教科書採択に関する請願(1)

(教育指導課)

阿部書記(教育総務課副課長)が請願書を朗読

事務局説明…教育指導課長

教育指導課長…それでは、請願第5号「中学校歴史教科書採択に関する請願(1)」につきまして、御説明させていただきます。

請願第5号につきまして、歴史教科書の採択にあたり、基本的人権を尊重する憲法の精神に則り、6つの観点にたつての採択を求めている請願でございます。その観点を集約して申し上げますと、1つ目に「世界平和の心を育むもの」、2つ目に「史実を温かい心で受け止め団結心を育むもの」、3つ目に「日本人の誇りを育むもの」、4つ目に「自己嫌悪に陥らせる教科書の排除」、5つ目に「史実を現在の価値観で断罪し暗黒の歴史としてしまう教科書の排除」、最後に「わが国を今なおしいたげ誹謗する教科書の排除」

を求めています。

前半の3つの観点は「～を育む」という記述ですが、後半3つの観点は明確にどこかの教科書の排除を求めています、具体的な標記はありません。さらに請願の理由背景の中には「日本国憲法の精神が色濃く反映されているかの視点に立って」採択を求めています。

歴史の史実については、様々な見解や意見があり、解釈も色々とあります。実際学校でもいくつかの解釈について、プリントを作成して生徒に伝えながらその違いを考えさせるような授業も行なっております。

それでは請願第5号につきまして、教育委員の皆様で協議していただき、採択するかどうかの検討をお願いします。

和田委員長…説明が終わりました。

小田原市教育委員会会議規則第21条により、請願者は事情を述べることができることになっておりますが、請願者から辞退の申し出がございましたので、事情説明は省略し質疑に入ります。

山口委員…中学校の教科書を選ぶに当たって、国民に永久に保障した基本的人権を尊重する憲法の精神に則るよう求めています、中学生に教えるべき「基本的人権」とはどのような部分なのでしょうか。

指導・相談担当課長…非常に難しい質問でございまして、基本的人権の標記につきましては、憲法11条に「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、犯すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とあります。この人権の分類についてはいくつもの諸説があり、大きなところでは包括的基本権、法の下での平等、自由権、受益権、参政権、社会権の6つに分けることが一般的ですが、諸説によってはもう少し分けることもあるようです。これらをすべて中学生に教えることはできませんので、人権は色々あり、公民との関わりもあり、考えるきっかけとして何を重視するかは学習指導要領の社会科の教科目標に基づき指導すべきと考えます。

和田委員長…それでは他に質疑もございませんので、請願に関する各委員のご意見及び取り扱いについて伺います。

桑原委員…時々、外国の子どもたちと交流することがあり、外国の子どもたちは自分

の国の歴史について非常によく教育されていると思うのですが、日本の場合はその部分が少し欠けていて、自分たちの国の歴史に関して、あまり教えられてないと感じることがあります。

この請願の文章にあるような、「暗黒の歴史」や「誹謗」ということではなく、正しい事実をきちんと教育すべきであると思います。そのような観点で教科書を選びたいと思っています。

山口委員…請願の観点の4、5番に、例えば「史実を現在の価値観で断裁し」とありますが、現在の中学生が習うものであり、どのような歴史であれ、それが良いか悪いかは後世になって分かることであり、客観的な目で見なければならぬものであると思います。私はそれらを全部考えた上で、教科書を選ぼうと思っています。

和田委員長…それでは、この請願について採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、請願第5号「中学校歴史教科書採択に関する請願(1)」を採決いたします。この請願について、採択とすべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

和田委員長…賛成なしにより、当請願は不採択すべきものと決しました。この請願の事後処理につきましては、小田原市教育委員会会議規則第23条により、教育長にお願いいたします。

(6) 日程第4 請願第6号 中学校歴史教科書採択に関する請願(2)

(教育指導課)

阿部書記(教育総務課副課長)が請願書を朗読

事務局説明…教育指導課長

教育指導課長…それでは最後に、請願第6号「中学校歴史教科書採択に関する請願(2)」

につきまして御説明させていただきます。

集約して申し上げますと、請願第6号は、生徒たちに国際的負い目を背負わせる記述のある教科書の採択の排除を求めており、「負い目を抱かせないために」ということで具体的に2つの例を挙げております。一つ目の例が「マッカーサー元帥の証言」、2つ目は「清国の植民地化に係る内容」です。この二つの例を引用することで、国際的負い目を追わせる排除すべき教科書は何かということについての具体的な表記はありません。

それでは、この請願第6号を採択するかどうかを、教育委員の皆様で協議いただきますようお願いいたします。

和田委員長…説明が終わりました。

小田原市教育委員会会議規則第21条により、請願者は事情を述べることができることになっておりますが、請願者から辞退の申し出がございましたので、事情説明は省略し質疑に入ります。

前田教育長…確認ですが、請願書の下から13行、12行目にある伊藤俊介とは伊藤博文、井上門多とは井上馨のことでしょうか。

指導・相談担当課長…伊藤俊介は後の伊藤博文、井上門多はのちの井上馨のことです。一般的には伊藤俊介の「介」は本来なら「輔」という字を当てるようです。井上門多につきましても、一般的には門多の「もん」は見聞の聞くという字を当てるほうが多いということです。「すけ」も「もん」も請願者の単なる変換ミスなのか、あえてその字にしているのかは分かりません。

山口委員…下から6行目に「国際的負い目を背負う罍にはめられて」とありますが、この罍を仕掛けるのは教科書ということでしょうか、それともそれを選ぶ教育委員だということを言いたいのでしょうか。

指導・相談担当課長…具体的には分かりませんが、ある教科書会社の標記がそういったことに繋がっているというように捉えられます。おそらく、請願者の推している教科書があるのだと思いますが、本音の部分は分かりません。

和田委員長…それでは他に質疑もございませんので、請願に関する各委員のご意見及び取り扱いについて伺います。

桑原委員…負い目という記述が多いですが、そんなに負い目を感じているものなのか疑問に思います。

前田教育長…確かに負い目という記述が多く、さらに、国際的負い目を背負わせる記述のある教科書を排除していただきたいとも述べていますが、これは広い意味で言い換えれば、請願者の支持する教科書以外は排除して欲しいとも捉えられると思います。私たち教育委員は採択に当たって、どの教科書も優劣なく同列に見ながら採択すべきであると思いますので、ある教科書を初めから排除して採択をしようとは思いませんので、この請願については不採択とすべきと考えます。

和田委員長…それでは、この請願について採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、請願第5号「中学校歴史教科書採択に関する請願(2)」を採決いたします。この請願について、採択とすべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

和田委員長…賛成なしにより、当請願は不採択すべきものと決しました。この請願の事後処理につきましては、小田原市教育委員会会議規則第23条により、教育長をお願いいたします。

(7) 日程第5 報告第5号 事務の臨時代理の報告(小田原市社会教育委員の一部委嘱替え)について (生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

前田教育長…それでは、報告第5号「事務の臨時代理の報告(小田原市社会教育委員の一部委嘱替え)について」を御説明申し上げます。去る6月1日付けで、別紙のとおり社会教育委員を一部委嘱替えいたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第19項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきます

した。ついては、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは私から報告第5号「事務の臨時代理の報告（小田原市社会教育委員の一部委嘱替え）について」御説明させていただきます。小田原市社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第2項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。社会教育委員における現行の任期は、平成22年8月1日から平成24年7月31日までの2年間で、現在、任期の途中でございますが、学識経験のある者として、小田原市議会の代表として委嘱しておりました、今村 洋一氏が、平成23年4月30日の市議会議員の任期満了をもって、委員を退任されました。その後任として、平成23年6月1日付けで、小田原市議会議長から、小田原市議会議員の鈴木 敦子氏を御推薦いただきました。社会教育委員として適任であると判断して、6月6日開催の社会教育委員会会議にて委嘱いたしましたものでございます。以上でございます。

(質 疑)

山 田 委 員…社会教育委員は具体的にどのような活動をしているのでしょうか。また、会議はどのくらいの頻度で行われているのでしょうか。

生涯学習課長…社会教育委員につきましては、社会教育法に基づきまして委嘱しているものでございまして、社会教育の向上に関する調査、行政からの諮問に対する答申などをお願いしております。具体的には、委員の皆さんでテーマを決めての調査などを行っており、現在は「次世代に向けての青少年育成について」などをテーマにして議論や調査をしていただいております。それに併せまして、所管課の様々な事業や施策等についてご意見をいただき、より良い事業展開がなされるようにしております。ちなみに会議は年4回開催しております。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項 (1) 財団法人小田原市学校建設公社経営状況の報告について

(教育総務課)

教育部副部長…それでは、財団法人小田原市学校建設公社の経営状況について、御報告申し上げます。お手元の資料2ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、事業概要から御説明申し上げます。平成22年度は、学校施設貸付事業として、昭和57年度・58年度に建設いたしました町田小学校校舎、平成4年度から7年度に建設いたしました三の丸小学校校舎等を小田原市に貸付けいたしました。内容につきましては、(1)に記載のとおりでございます。

次に、正味財産増減計算書について御説明申し上げますので、3ページを御覧いただきたいと存じます。この表は、平成22年度における正味財産の増減を表したものでございます。まず、「一般正味財産増減の部」でございますが、「(1) 経常収益」の「①基本財産運用益」3,330円につきましては、当公社の基本財産500万円に対する利息収入でございます。

「②受取補助金等」でございますが、小田原市から618万8,990円が交付されました。これは金銭消費貸借契約に係る収入印紙代、及び、利子補給金にあたるものでございます。これに、「③雑収益」の普通預金の利息及び配当金を加えた「経常収益」の合計は、前年度より53万5,505円減の619万3,683円となります。次に、「(2) 経常費用」でございますが、「①管理費」につきましては、金銭消費貸借契約に係る収入印紙代の租税公課、短期借入金に係る支払利息等でございます。下から2行目にありますように、「経常費用」の合計は前年度より52万8,472円減の619万890円となります。これにより、(1)の「経常収益」から(2)の「経常費用」を差し引いた当年度の「当期経常増減額」は、2千793円となります。

4ページをお開きください。「2. 経常外増減の部」でございますが、平成22年度においては、「経常外収益」及び「経常外費用」は生じませんでした。以上によりまして、当年度の一般正味財産に係る期末残高は、期首残高29万4,169円に当期経常増減額である2,793円を加えた29

万6,962円となります。

次に、「指定正味財産増減の部」でございますが、当公社の基本財産500万円に変動はありませんでした。従いまして、平成22年度の「正味財産期末残高」は、「一般正味財産期末残高」と「指定正味財産期末残高」を合わせまして、前年度より2,793円増の529万6,962円となりました。

続きまして、貸借対照表について御説明申し上げますので、5ページを御覧いただきたいと存じます。この表は、平成22年度末における資産、負債及び正味財産の状態を表したものでございます。まず、「資産の部」でございますが、「1. 流動資産」につきましては、当公社が保有する「現金預金」及び「建物」の合計額でございます。合計額は10億4,993万4,962円でございます。「2. 固定資産」につきましては、基本財産500万円、及び「さがみ信用金庫」「中南信用金庫」に対する「出資金」3万円でございます。固定資産合計は503万円でございます。以上、流動資産と固定資産を合わせました、資産合計は、10億5,496万4,962円となります。

次に、「負債の部」でございます。「1. 流動負債」の短期借入金は、町田小学校校舎建設事業及び、三の丸小学校校舎建設関連事業に係る借入金でございます。負債合計は10億4,966万8,000円でございます。

次に6ページをお開きください。「正味財産の部」でございます。「1. 指定正味財産」につきましては、当公社の資本金500万円に該当するもので、「基本財産」に充当いたしております。次に、「2. 一般正味財産」は、先程、「正味財産増減計算書」で御説明申し上げましたとおり、29万6,962円でございます。下から2行目にありますように当年度の「正味財産合計」は529万6,962円となり、最下段の「負債及び正味財産合計」は5ページの「資産合計」と同額の10億5,496万4,962円でございます。

7ページを御覧いただきたいと存じます。「財務諸表に対する注記」でございますが、これは当決算における会計方針等を示したものでございますので、説明は省略させていただきます。

8ページ及び9ページは、財産目録でございますが、これにつきましては、貸借対照表を一覧表にしたものでございますので、説明は省略させていただきます。

10ページをお開きいただきたいと存じます。当公社の事業明細表でございます。平成22年度は、学校施設の譲渡がありませんでしたので、期首、期末間で金額の変動はございません。

続きまして、平成23年度の事業計画及び予算について御説明申し上げます。12ページをお開きいただきたいと存じます。まず、平成23年度事業計画でございますが、学校施設貸付事業では、引き続き町田小学校校舎、及び、三の丸小学校校舎等を小田原市に貸付けようとするものでございます。

次に、13ページからの「収支予算書」につきましては、事業計画に基づき、前年度実績を基に収入と経費を見込み、編成したものでございます。まず、「事業活動収支の部」でございますが、「事業活動収入」の合計は、表の中ほどにありますように、前年度に比べ417万8,000円増の1,091万2,000円を見込んでおります。続きまして、「2. 事業活動支出」でございますが、下から2行目にありますように、「事業活動支出」の合計は、前年度より418万円増の1,091万4,000円を見込んでおります。

次に14ページをお開きください。「財務活動収支の部」でございますが、収入支出とも同額の10億4,966万8,000円を見込んでおります。

以上をもちまして、財団法人小田原市学校建設公社の経営状況についての説明を終わらせていただきます。なお、本報告書につきましては公社の評議会・理事会のご承認をいただいておりますことと、市議会6月定例会におきましてご報告させていただいておりますことを申し添えます。

(質 疑)

山口委員…この公社が三の丸小学校と町田小学校の建物を所有しているということであり、その建物については、資料5ページの「資産の部」で見ると流動

資産になっているのですが、固定資産にはならないのでしょうか。また、固定資産でないのであれば、固定資産税も免除になるのでしょうか。

また、建物を市に貸し付けている際に、予算を見ると補助金収入になっており、賃借料収入にはなっていないのですが、その理由はどのようなものなのでしょうか。

教育部副部長…公社で所有している資産につきましては、最終的に市に譲渡する「商品」として捉えており、そのため、固定資産ではなく流動資産として位置付けております。また、収入の件ですが、基本的には市に無償貸し付けをしておりますが、当然公社が金融機関から借金をしている訳ですので、その利子分にかかる部分の補給を市からいただいているということでございます。

桑原委員…他の市も同じようなやり方をしているのでしょうか。

教育部副部長…基本的には同じであります。

桑原委員…最終的に市に譲渡するということですが、それはいつごろの予定なのでしょうか。

教育部副部長…現在、学校建設公社の解散が検討されているところでございます。公益法人制度が改正されまして、このまま学校建設公社が法人として残ることが条件的に非常に厳しいこと、また、以前は学校建設公社が国庫補助の対象となった時代もあったようですが、現在は国庫補助の対象とならないこと、当面は新たに校舎の建設計画等がありませんことから、このまま公社を存続させていく意味があるのだろうかということが行政内部でも議論されております。近々にその結論が出るものを思っておりますが、仮に公社を解散するという方針が決まれば、当然、三の丸小学校と町田小学校を市に引き取っていただかなくてはなりませんので、その際には市に移管されるという形になるかと思えます。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (2) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定について (文化財課)  
文化財課長…それでは私から、歴史的風致維持向上計画の認定について、御説明申し上げます。お手元の資料2「小田原市歴史的風致維持向上計画の認定につい

て」を御覧下さい。

まず、この歴史的風致維持向上計画とは、1の「歴史まちづくり法」に記載してございますように、平成20年11月に施行されました「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、通称「歴史まちづくり法」に基づいて市町村が作成し国が認定した計画でございまして、今まで金沢市や高山市など、全国22市町村の計画が認定されておりました。今回、6月8日付で、埼玉県川越市、富山県高岡市、長野県松本市とともに、本市の計画が認定されましたので、ご報告するものでございます。

資料の中ほどにございます、ゴシック体の「○ 歴史的風致とは？」を御覧いただきたいと存じます。この計画では、地域における歴史と伝統を反映した人々の営みや生活と、そうした活動が行われる歴史上重要な建造物やその周辺の市街地、この2つが一体となって形づくってきた良好な市街地の環境を歴史的風致とし、こうした歴史的風致を維持し、向上させることで、個性豊かな地域社会を実現していこうというものでございます。下の概念図の左側の楕円で示された、歴史と伝統を反映した人々の営みや生活のある地域で、かつ、右側の楕円で示された、そうした歴史や生活の上に存在している歴史上重要な建造物や、その周辺の市街地の地域、この2つを満たす地域を計画の対象とし、歴史や伝統に根ざした人々の生活とそうした活動の場である建造物や市街地の環境を、ともに維持向上させることで個性的なまちづくりに繋げていこうというものでございます。建造物や市街地といったハードの部分と、生活といったソフトの部分を両方併せてということになりますので、このため、この計画の国の所管は、国土交通省、文部科学省、農林水産省が共同で所管することとされております。

順序が逆になりましたが、「○ 歴史的風致とは？」の上の、「○ 認定計画に基づく事業への支援制度」でございますが、国の認定を受けた計画の重点区域に位置づけられた事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金の「街なみ環境整備事業」や「都市再生整備計画事業」などを活用して、歴史的風致形成建造物の復元や修理、街なみの修景、案内板の整備、伝統行事への支援などに対し、国からの支援を受けることができることとされております。

次に、2の「計画策定の目的」を御覧いただきたいと存じます。小田原市は、ご存知のとおり、戦国時代の小田原北条氏の城下町、また、江戸時代の小田原藩の城下町・箱根を控えた宿場町として栄え、さらに明治期から昭和初期にかけては、政財界の要人や文化人の別荘地などとして賑わっていました。こうした歴史を背景に、市内には小田原城跡をはじめとする史跡や昔ながらの商家や別邸などが残っており、また伝統芸能や、蒲鉾などの伝統的な製品などが今も残っております。小田原市では、このような小田原固有の歴史的風致を守り育てることで、小田原に残る歴史資産を積極的に活用した小田原らしいまちづくりを推進することを目的に、この計画を策定したものです。

2ページを御覧いただきたいと存じます。3の「策定の経過」ですが、この計画は、平成20年6月から、まちづくり景観課を主管課とし、都市政策課や都市計画課などの都市部の関係課のほか、企画政策課、産業政策課や観光課、文化財課で策定検討会を設置して、計画の骨子案を策定した後、平成22年7月から、学識経験者や市民団体などで歴史まちづくり協議会を設置して計画案を策定いたしました。また、この間、平成21年8月と平成22年12月に、市民意見の募集を行い、市の文化財保護委員会や国との協議も実施しながら計画を策定したものでございます。

次に4の「小田原市歴史的風致維持向上計画の概要」を御覧いただきたいと存じます。まず、計画の区域としては、全市域とし、下の図に示しておりますとおり、①の小田原城下の旧三大明神例大祭にみる歴史的風致から、⑥の柑橘栽培にみる歴史的風致までの6つを、維持向上すべき歴史的風致としております。

次に、重点区域は小田原城総構えと板橋地区の一部約420ヘクタールとし、この区域で実施する事業につきましては、先ほど御説明した国の支援の対象となり得ることになっています。図でいいますと、概ね①の小田原城下の旧三大明神例大祭にみる歴史的風致から、④の城下の伝統工芸にみる歴史的風致までの地域に当たります。

次に、計画の期間でございますが、平成23年度から平成32年度までの10年間としています。

資料3ページと4ページは、国のホームページに掲載されております本市の計画概要でございます。3ページは、①から⑥のそれぞれの歴史的風致がどのようなものを説明していますので、後ほど御覧いただければと存じます。

4ページを御覧いただきたいと存じます。重点区域における事業の概要をご説明申し上げます。左上の「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構整備事業」や、右の中段の「小田原城跡本丸・二の丸整備事業」などの城跡の整備事業のほか、左の中段の「松永記念館整備活用事業」、下段の「小田原文学館整備事業」、下段の右から2番目の「清閑亭保存整備活用事業」などの施設整備等の事業を位置付けております。また、下段の左から2番目の「地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ」や、右上の「景観形成に関する事業」などの、まちづくりに関するソフト的な事業も位置付けております。このほか、右下の「その他の事業」として、民俗芸能や祭礼の保存継承事業なども位置づけております。これらの事業を今年度からすべて実施するわけではございませんが、今後、順次実施する中で、史跡や清閑亭、松永記念館などの整備を進め、また、地域の伝統芸能等に光を当てることにより、地域の魅力を高めていき、小田原らしいまちづくりを進めていきたいと考えております。以上でございます。

#### (質 疑)

山田委員…意見ですが、この資料を読み、本当にとっても喜ばしいことであり、小田原にとってとても良いことだと思えました。また、これを認めていただくまでに色々ご苦労もあつたと思えました。

山口委員…この計画は10年後に急に整備などをするということではなく、10年間で少しずつ進めて行くことになるのでしょうか。

文化財課長…10年という計画期間の中で、概ね前半の5年と後半の5年と分けまして、今年度か来年度から動き出して行きます清閑亭の整備や松永記念館の整備などにつきましては前半の中で行おうと考えております。その他の史跡の整備や伝統芸能、まちづくりのワークショップなどにつきましては、少し

時間がかかるかとは思いますが、計画期間の中で順次行おうとするものでございます。

和田委員長…説明をしていただき、内容は分かったのですが、小田原城そのものがコンクリート作りであり、これこそが一番の眼目ではないかと思うのですが、この計画にはその部分が入っていません。私が小学生の時に今の小田原城ができたと思うのですが、コンクリート製ということは、それなりの傷みもあると思います。この計画期間の10年間に小田原城そのものの検討は何もされないのか疑問に思いました。

文化財課長…天守閣は昭和35年にできたものですので、老朽化も進みつつあります。現在、市でも耐震補強等も含めた対応について検討をし始めているところでございまして、この計画の中でも「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業」ということで、具体的に天守閣の再建や改築、補強ということでは載っておりませんが、そういった中で検討して行くことになるかと思えます。また、その部分については文化財としての復元といったことがどうしても絡んでまいりますので、今回計画に係る社会資本整備の補助や支援の枠組みとは別に、文化財の復元といった支援の制度もありますので、文化庁などとの協議が非常に濃く必要になって来る部分でございまして、いずれにせよ、耐震を含めた構造の補強は急務だと考えておりますので、現在、市でも検討を進めているところでございます。

和田委員長…小田原の歴史そのものを表すシンボルなので、耐震補強に関わらず、大胆に考えていただければと思います。是非とも歴史的価値のあるものに復元するというような検討をしていただけると、市民として大変誇りを持てると私は感じます。よろしく申し上げます。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 報告事項 (3) 市議会6月定例会の概要について (教育部、文化部)

教育部長…それでは、私から、市議会6月定例会の概要につきまして、御説明させていただきます。資料3の1ページを御覧ください。6月定例会は、6月1日に開会し、会期は21日まででございました。

次に、2ページを御覧ください。厚生文教常任委員会は、6月9日に開催され、議題が補正予算を含む3件、所管事務調査として報告事項が4件ありました。議題のうち、補正予算は承認され、教育部の所管となる2件の陳情につきましては、陳情第2号「30人以下学級実現と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択に関する陳情書」は全員賛成で、陳情第6号「望ましい歴史教科書の採択を求める陳情書」は賛成多数で、いずれも採択されました。3ページから5ページまでは、それらの陳情書になりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、6ページ及び7ページを御覧ください。教育委員会関係の一般質問は、10人の方からございました。8ページから質問要旨と答弁要旨を記載してございますので、御覧いただきたいと存じます。

教育部関係の主な質問について説明させていただきます。8ページ、安藤議員の質問でございますが、津波対策として学校の屋上の安全確認や避難訓練に関する質問がございまして、学校の屋上フェンスを整備する方向で検討している旨や、津波を想定した避難対策について検討するとともに、避難訓練を実施している旨、答弁いたしました。また、原発事故に伴う学校給食に使用する食品の安全性や、体育やプール学習への対応、学校における夏の暑さ対策、個別支援員やスタディ・サポート・スタッフの配置状況等について質問がございましたが、後ほど御覧いただきたいと存じます。

10ページを御覧ください。鈴木 敦子議員から片浦小学校の小規模特認校制度の実施に関する質問がございました。平成24年4月からの実施を目指して、教育委員会、学校と地域で連携して準備を進めている旨、答弁いたしました。また、旧片浦中学校のあり方については、本格活用に向け、活用の仕組みや担い手など課題を整理し、その準備をして行く旨答弁いたしました。

11ページを御覧ください。佐々木議員から学校施設の改修・修繕要望や東日本大震災による被害状況について質問がございました。改修・修繕要望のうち、今年度予算に反映できたものが約4割である旨や、東日本大震災による被害は、受水槽、浄化槽の破損等、32件である旨、答弁いたしました。また、災害発生時の学校の対応を一元化すべきとの質問があり、

一定の取り決めをすることについて現在、協議をしている旨、答弁いたしました。

12ページ及び13ページでございますが、神永議員からは、特色ある学校づくりや体力テストの実施について、鈴木 紀夫議員からは放射能対策、原田議員からは防災教育について質問がございました。後ほど御覧いただきたいと存じます。教育部関係の説明は以上でございます。

文化部長…引き続きまして、文化部関係の主な質問について御説明申し上げます。

14ページをお開きいただきたいと存じます。まず、植田 理都子議員から史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想の見直し等についての質問があり、市民や史跡小田原城跡調査・整備委員会からも様々な視点について再検討が必要と意見が出ており、市としても整備基本構想の根幹部分は変わらないが、広い視野で検討する必要があると考えていることから、今後2、3年をかけて見直し作業を行っていききたい旨、答弁いたしました。

次に、鈴木 美伸議員から早川石丁場群について質問があり、国指定史跡とするため、現在、文化庁及び県と協議を進めていることや、今年度、具体的な石切作業工程を観察できるような散策路と説明板を設置する予定である旨、答弁いたしました。

15ページをお開きいただきたいと存じます。安野 裕子議員から地区公民館におけるトイレのバリアフリー化について質問があり、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により建設費補助金を交付し、新築をいたしました公民館3館については、県条例に基づき、バリアフリー対応のトイレを設置しており、また、修繕費補助金を交付した4館についても、トイレ改修を行った旨、答弁いたしました。

次に、大村 学議員から長興山枝垂桜について質問があり、今年4月から5月にかけて土壌の改善や樹木の活力を回復させるための液剤を注入するなど、今後も樹勢の回復に努めていく旨、答弁いたしました。文化部関係の説明は以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(11) その他 (1) 夏期の電力供給対策に伴う特別保育等の実施について

(青少年課)

子ども青少年部副部長…それでは、その他(1)「夏期の電力供給対策に伴う特別保育等の実施について」を御説明申し上げますので、資料4を御覧いただきたいと存じます。

本市では、今夏の電力供給対策により、各事業所が土日振替作業を実施することに伴いまして、放課後児童クラブ2ヵ所と公立保育所2ヵ所において、日曜日などの特別保育等を実施することといたしました。まず、放課後児童クラブにつきましては、土曜日は従来から実施しておりますので、7月3日から9月25日までの日曜日に足柄小学校と国府津小学校を拠点に放課後児童クラブを開設する予定でございます。

保育所につきましては、市立豊川保育園と市立桜井保育園を拠点に、土曜日、日曜日の特別保育を実施する予定でございます。

ただいま、申請を受け付けている段階でございます。受入人数につきましては、放課後児童クラブ、保育所ともに40名程度を想定しております。以上でございます。

(質 疑)

和田委員長…放課後児童クラブについては、学年制限がありましたよね。

子ども青少年部副部長…小学校1年生から3年生までです。

(その他質疑・意見等なし)

(12) その他 (2) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)

子ども青少年部副部長…それでは、その他(2)「青少年の体験交流事業等について」を御説明申し上げますので、資料5を御覧いただきたいと存じます。

まず1つ目ですが、指導者養成研修事業「おだわら自然楽校(OOTS)」という形で、青少年健全育成の担い手として継続的に活躍できる青少年指導者の、発掘・育成・資質向上を目的とした研修事業でございます。表にございますように、プログラムにつきましては、連続プログラムと特別プ

プログラムを御用意してございます。参加者につきましては、現在までにお申込をいただいておりますのが、連続プログラムで約40人程度であり、特別プログラムにつきましては、今後の募集となりますので、参加人数等は決まっておりません。

次に、2の地域少年リーダー養成講座でございますが、これは「きらめきロビンフッド ～ 森から生まれた水の冒険」という形で、実施させていただきます。子どもたちが、新しい仲間と一緒に自然体験やキャンプスキルを習得する中で、地域で活躍できる「少年リーダー」としての自覚と行動力を身につけていただくことをねらいとした全6回の養成講座を開設するものでございます。定員60人のところ、現在、40名程度の応募がございます。日程につきましては資料の表のとおりです。

資料の裏面に移りまして、3の地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 片浦」でございますが、これは小学5、6年生を対象にした事業でありまして、様々なことを体験していただくということで、昨年8月に実施をした際は40名程度の参加だったのですが、今年度は施設やプログラムの状況に応じて、もう少し拡充しようと考え、定員を増やしました。

昨年の事業について、目に見える形でのPR等を行いましたところ、非常に反響が良く、募集開始初日の朝から電話が途切れることなく架かって来まして、定員70名がすぐに埋まってしまいました。これは想定外の事態でございますが、募集を先着順でお受けしましたので、今回は申込みをお断りする状況が多々ありまして、大変申し訳なかったと思っております。これは、次回に生かしていきたいと考えております。なお、最終的には予定より5名増やした75名に定員を増やさせていただきました。内容につきましては、資料の(7)の体験型ウォークラリーを6コース設置いたしまして、色々な体験をしていただこうと考えております。

これらの事業につきましては、青少年課といたしましても継続して行きたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

(質 疑)

山田委員…旧片浦中学校の利用につきましては、子どもたちもとても喜ぶと思いますし、良い環境だと思います。ただ、あの施設はお風呂がないため、前はヒルトン小田原にお風呂を借りたということだったと思うのですが、今回はどうされるのでしょうか。

子ども青少年部副部長…「あれこれ体験 in 片浦」につきましては、小田原の子どもたちをたくましく育てるということもねらいの1つにございまして、2泊3日のうち、1泊目はお風呂には入れない状況です。2泊目には日中にウォークラリー等で汗をかきますので、昨年と同様にヒルトン小田原で入浴させていただき予定でございまして。

(その他質疑・意見等なし)

(13) その他 (3) キャンパスおだわら開設イベントについて (生涯学習課)  
生涯学習課長…それでは、その他(3)「キャンパスおだわら開設イベントについて」を御説明申し上げますので、資料6を御覧いただきたいと存じます。

このイベントにつきましては、市民を主体とした開設準備会の企画・運営のもと、7月3日に小田原市生涯学習センターけやきにおきまして開催するものでございます。

主な内容といたしまして、記念講演ではパティシエの鎧塚 利彦氏を講師として、「食を通じた地域とのかかわりと生きる力の育成」をテーマとしたお話しをしていただく予定でございまして。

資料の裏面を御覧いただきたいと存じます。全体のプログラムといたしまして、ホールにおきましては、13時半から事業概要紹介ガイダンス、加藤市長及びお茶の水女子大学教授であります三輪 建二運営委員長のご挨拶、市民教授である鈴木 あさみ氏らによるマリンバ演奏を予定しており、14時半から記念講演となっております。また、大会議室におきましては、パネル展示、作品展示、ミニ講座を予定しております。

多くの市民の方々にキャンパスおだわらを知っていただくための開設イベントでございまして、記念講演につきましては申込制で、現在、約25

0名の申込みをいただいております。また、教育委員の皆様をはじめ、社会教育委員、小田原シルバー大学運営委員ほかの関係委員ならびに市議会議員の皆様には別途、御案内を送付させていただく予定でございます。

(質疑・意見等なし)

(14) その他 (4) 夏季休業中の学校プール開放について (スポーツ課)

文化部長…それでは、その他(4)「夏季休業中の学校プール開放について」を御説明申し上げます。資料は7になります。

夏休み中の小学校のプール開放につきましては、各学校に通学しております児童を対象にいたしましたPTAの事業としてスタートいたしまして、限定的な開放として行われてまいりましたが、平成11年度からPTAのご要望によりまして、監視員の謝礼への助成や、傷害保険への加入をスポーツ課で行うようになったものでございます。この開放の運営につきましては、各学校で定めているプール管理運営規定により実施をされております。その管理責任や管理運営に関する取扱いが学校により異なる状況となっております。こうした状況のもと、平成22年9月に実施をされましたPTAのアンケートにおきまして、運営責任の所在や事故発生時の保障、監視員の雇用に伴う事務につきまして、保護者が負担や不安を抱いていることが分かりました。また、昨年12月の議会におきましても、こうした運営面での課題につきまして、議員からご質問を受けたところでございます。

このような課題に対応するため、今年2月から、PTA連絡協議会、校長会、スポーツ課で検討させていただきました。資料7の1「運営責任の所在について」でございますが、これは学校プールを使用する場合に於いての、教育課程内での使用責任者と、教育課程外での使用責任者を分けて考える形になりまして、教育課程外で使用する場合には、学校長の許可を得た団体、つまり運営の主体が使用責任を負う形になります。これによりまして、夏季休業中の開放につきましては、使用責任を運営主体つまりPTAが負うこととなりますが、先ほど申し上げました課題を解決するため

に、使用責任者としての業務の内、監視業務を専門の業者に委託することにより、安全性に対する向上を基本的に図らせていただくとともに、PTAの皆様が使用責任はございますが、監視業務上の過失責任を負うことをなくす形にしたものでございます。

また、資料1枚目の下部につきましては、各校で作成していたプール管理運営規定につきましては、今年度から一定の基準に統一されたものになるよう、校長会等を通じてPTAと学校に見直しを依頼しているものでございます。

裏面の2「傷害保険の加入について」ですが、プール使用中に怪我等の事故が生じた場合に、スポーツ課が加入しております傷害保険以外に、補償額独自に傷害保険に加入しておりますPTAがございまして、その保障内容もPTAによってまちまちであるといった状況です。今年度につきましては、スポーツ課が加入しております傷害保険の額を引き上げ、補償額を児童一人あたり最高1,000万円までという形にいたしました。

3「監視員の雇用について」でございますが、監視業務につきましては各校がそれぞれの方法で行ってございましたが、今後は全校一括で監視業者と委託契約する方向で検討することとしたものでございます。基本的に今年度から業者委託をするということでは統一されておりますが、一括での委託が今年度は実現できませんでしたので、PTAそれぞれの予算等の問題もありますが、今後はその方向で考えていきたいというところでございます。

#### (質 疑)

山 口 委 員…確認ですが、プール開放は小・中学校どちらも行っているのでしょうか。

また、子どもたちだけでなく一般の方も利用できるのでしょうか。

文 化 部 長…小学校に限らせていただいております。また、利用できる方はその小学校に通っている児童でございます。

和 田 委 員 長…毎年、死亡事故がテレビなどで大きく報道されておりますが、市内でこれまでに事故の例はあるのでしょうか。

文化部長…特に重大な事故が発生したという報告は受けておりません。

(その他質疑・意見等なし)

(15) 委員長閉会宣言

平成23年7月28日

委 員 長

署名委員（前田委員）

署名委員（山口委員）